

必要となるその前に！成年後見制度を学ぼう ～任意後見と法定後見の違い～

後見人制度のことは聞いたことあるけれど、「公証役場で…」「家庭裁判所へ申し立て…」などの説明を聞くと気後れしている方も多いと思います。いざという時のため、元気なうちによく知り考え、準備しておくことは、最後まで自分らしく生きるための安心材料となります。9月8日にファイナンシャルプランナー（GFP）・社会保険労務士・社会福祉士の音川敏枝さんに後見人制度利用のための基本を分かりやすくお話いただきました。

自分の思いをカタチに残そう！

「どう生きていきたいか」を考え、心の整理をするとともにそれをいろいろなカタチで周りに伝える努力が大切です。成年後見制度の利用には費用がかかります。生活費や老人ホーム等の施設費も値上がりします。余裕を持ったお金の準備が必要です。

知っておきたい成年後見制度

◆任意後見制度・・・本人に十分な判断能力がある時にあらかじめ任意後見人（自分で決めることが可能）や委任する事務（生活、療養介護、財産管理など）の内容について契約を締結（公証人が作成する公正証書による。締結後は法務局に登記）します。この時点ではまだ制度は動き出していません。本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所に申し立てをし、任意後見監督人を裁判所が選任した時から、決めておいた任意後見人が委任された事務を開始します。任意後見監督人は、任意後見人が適正に仕事をしているか監督します。これより任意後見監督人及び任意後見人に対する報酬が発生します。任意後見人は、子どもなど身内の方が委任されることが多

く報酬無しの場合もありますが、大変な仕事なので身内であっても報酬は考えたほうが良いでしょう。（*判断能力に問題がなければ、体が動かなくなってもこの制度は動き出しません）

◆法定後見制度・・・判断能力が衰えた後に、本人や親族が家庭裁判所に申し立てをします。裁判所により選任された成年後見人が、本人を法律的に支援します。判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。また、後見監督人は必要に応じて家庭裁判所の判断で選任されます。



最期まで自分らしく暮らすために

ありたい姿を自分で描くことから始めましょう。“今からどう生きる”が試されています。長寿化で余生が長くなっています。周りとのコミュニケーション能力を積極的に働かせてポジティブに暮らしたいものです。後見制度は優れた制度ですが、万全ではありませんし、制度の内容も変わっていくと思われます。常にアンテナを張ってチェックする必要があります。

* * * *

後見人制度の利用は進んでいないそうです。後見人や後見監督人への報酬費用などお金がかかることもネックになっているようです。経済的なライフプランの見直しも含め、これからどう生きるかを元気な今から考えることが大切だと実感しました。「自分の人生は、自分で創る」という講師の言葉が印象に残りました。（文責：広報部）

相談室



警告音や警告画面は「サポート詐欺」かも

電話をかけないで！

パソコン使用中突然、セキュリティに関する警告が表示されたり警告音が鳴り出して、あわてて電話をかけてしまいサポート料金を請求された等の相談が増えています。

《事例1》

パソコン使用中、いきなり警告音が大音量で鳴り出した。画面にはOSメーカー名で「パソコンにウイルスが入り、このままだとデータが流出する」と表示された。あわてて画面にあった電話番号に連絡したら、遠隔操作で直すので代金を支払うよう言われた。パソコンに担当者名と顔写真が表示されたので、信用してしまった。指示されるまま、コンビニで電子マネーを購入しパソコンに番号を入力したが、番号を間違えたためロックされ、この電子マネーは使えなくなったと言われた。再度購入してくるよう言われ、何度かコンビニで購入した。家族に伝えたら、詐欺ではないかと言われた。総額40万円位払ってしまった。どうしたらよいか。 (80代)

《事例2》

いきなりパソコン画面に、「このパソコンはハッキングされている」という警告と電話番号が表示された。驚いて電話をかけたら、片言の日本語を話す人が対応し、5万円のサポート契約が必要だと言われた。指示されるままコンビニで電子マネーを購入し、番号を伝えたが、間違っているので再度購入するよう言われた。前に購入した分の代金は、後日振り込むと言われたが、不審に思い電話を切った。パソコンの画面に警告表示が張り付いたままで困っている。

どうしたらよいか。

(70代)

《アドバイス》

OSメーカーがパソコン画面上で連絡してほしいと表示することはなく、コンビニで電子マネーを購入させることもありません。《事例1》も《事例2》も偽警告の可能性が高くサポート詐欺の可能性ががあります。

電子マネーの番号を教えてしまうと、すぐに使われてしまうことが多く被害の回復は困難です。あわてて電話をかけず、パソコンの音を消し、警告表示は画面を閉じましょう。遠隔操作ソフトをインストールしてしまった場合は、インターネットを切断しましょう。困った場合は、消費生活センターやIPA（情報処理推進機構：03-5978-7509）に相談してください。

電気ケトルによるやけどに注意！

～小さいお子さんがいるご家庭では

特に注意が必要です～

電気ケトルは、湯を素早く沸かせる便利な器具ですが、一方で沸かした湯等に触れてやけどをする事故も発生しています。電気ケトルの使用でやけどをしないよう、次のことに気を付けましょう！

① 使用場所に注意する

床の上や台の端など、転倒、落下の恐れがある場所で使用しない。子供の手が届く範囲で使用しない。

② やけど対策がされた商品を使用する

- ・転倒流水防止構造（お湯漏れ防止構造）
- ・本体二重構造（本体が熱くなりにくい）
- ・蒸気レス（蒸気の発生が少ない）

東京都生活文化スポーツ局 令和5年6月29日

《消費生活センター 今後のイベント予定》

「教えて相談員さん！消費者トラブルに遭わないための注意点」

11/10（金）午前10時～正午 町田市民フォーラム4階 第2学習室

「繕い物～目立たなく繕うヒントを学び衣類を大切に～」

11/20（月）午前10時～正午 町田市民フォーラム3階 活動準備室

【お申込み先】町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】町田市消費生活センター 042-725-8805

閲覧板用バインダーをお配りしています。詳しくは↑上記お問合せ先へ